

生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月14日

生駒市公平委員会委員長 吉田 豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「秘書係長」及び「給与係長」の次に「、副係長」を加え、「保育係長及びこども係長」を「保育幼稚園係長」に、「及び主事」を「、主事及び副主事」に改め、同表教育委員会事務局の項中「主幹 指導主事」を「主幹」に改める。

別表第2保育所の項中「園長」を「園長 副園長」に改め、同項の次に次のように加える。

子育て支援総合センター	所長 副所長
-------------	--------

別表第2幼稚園の項中「園長」を「園長 副園長」に改め、同表図書館の項中「分館長」を「分館長 室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。